⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　単独企業又は共同企業体代表者にあっては、平成20年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した同種工事の設計及び施工の実績を有することとする（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし施工のみの実績の場合は、同種工事の実施設計の実績を有する設計事務所と共同企業体を組成すること。同種工事とは、建築工事で、次に掲げる①及び②とする。なお、設計・施工一括の実績であることは問わない。ただし、複合施設の場合は、当該用途が面積要件を満たすこと。

①　国土交通省告示第98号別添２「類型八　専門的教育・研究施設」の第２類「大学（実験施設等を有するもの）、専門学校（実験施設等を有するもの）、研究所等」で延べ面積が10,000㎡以上の新営工事

②　無柱の大空間部（当該床面積が2,000㎡以上に限る）を有する建築物の新営工事

⑸　単独企業又は共同企業体の代表者にあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項の規定による一級建築士事務所の登録を受けており、且つ建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。また、一級建築士事務所の登録及び特定建設業の許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の設計及び施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての当該営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第６項の特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。また、建設業の許可を有してからの営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工又は設計の実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての当該営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。設計事務所と共同企業体を組成する場合にあっては、当該設計事務所は建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項の規定による一級建築士事務所の登録を受けており、且つ登録してからの営業年数が５年以上であること。ただし、相当の設計の実績を有し、確実かつ円滑な設計が確保できると認められる場合においては、許可を有しての当該営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑺　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。

⑻　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑼　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑽　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑾　下記に掲げる資格を有する配置担当技術者を当該事業に配置できること。

ア　事業統括責任者：設計と施工の相互調整・統括、事業のコスト管理責任者
　必要な資格：一級建築士又は１級建築施工管理技士
　※共同企業体の場合は、代表者に限る

イ　設計業務管理技術者：設計業務の責任者
　必要な資格：一級建築士

ウ　設計業務主任技術者（建築意匠）：設計業務における建築（総合）分野の主たる技術者
　必要な資格：一級建築士

エ　設計業務主任技術者（構造）：設計業務における構造分野の主たる技術者
　必要な資格：構造設計一級建築士又は一級建築士

オ　設計業務主任技術者（電気）：設計業務における電気設備工事分野の主たる技術者
　必要な資格：設備設計一級建築士、一級建築士又は建築設備士

カ　設計業務主任技術者（機械）：設計業務における機械設備工事分野の主たる技術者
　必要な資格：設備設計一級建築士、一級建築士又は建築設備士
　※電気及び機械設備のいずれかは、設備設計一級建築士とする

キ　工事監理業務管理技術者：工事監理業務の責任者
　必要な資格：一級建築士

ク　工事監理業務主任技術者（建築）：工事監理業務における建築分野の主たる技術者
　必要な資格：一級建築士

ケ　現場代理人：施工業務の責任者
　必要な資格：一級建築士又は１級建築施工管理技士
　※共同企業体の場合は、代表者に限る

コ　監理技術者：施工業務の技術面の責任者
　必要な資格：一級建築士又は１級建築施工管理技士

①　各配置技術者の兼任については、下記のとおりとする。

ア　事業統括責任者と現場代理人の兼任は認めるものとする。

イ　監理技術者と現場代理人の兼任は認めるものとする。

ウ　上記以外、複数業務の兼務は不可とする。

②　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

④　事業統括責任者は、上記２⑷の同種工事①又は②の設計又は施工実績を有する者であること。

⑤　設計業務管理技術者は、上記２⑷の同種工事①又は②の設計実績を有する者であること。

⑥　設計業務主任技術者（建築意匠）は、上記２⑷の同種工事①又は②の設計実績を有する者であること。

⑦　設計業務主任技術者（構造）は、上記２⑷の同種工事②の設計実績を有する者であること。

⑧　設計業務主任技術者（電気）及び設計業務主任技術者（機械）については、上記２⑷の同種工事①又は②の設計実績、工事監理業務管理技術者及び工事監理業務主任技術者（建築）については、上記２⑷の同種工事①又は②の設計又は監理実績を有する者であること。ただし、当該面積要件までは求めないものとする。

⑨　現場代理人は、上記２⑷の同種工事①又は②の施工実績を有する者であること。

⑩　監理技術者（主任技術者）は、上記２⑷の同種工事①又は②の施工実績を有する者であること。

⑿　技術提案書等、申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は国立大学法人筑波大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⒀　上記１に示した事業に係る基本計画策定業務受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。（入札説明書参照。））

⒂　関東地区に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。

⒃　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。（入札説明書参照。）

⒄　同一の者が二以上の共同企業体の構成員となって申請することはできない。

⒅　共同企業体が競争参加者として入札に参加する場合には、当該共同企業体の構成員は入札に参加できない。

⒆　建設業法施行規則第18条の２に定める経営事項審査を受審していること。